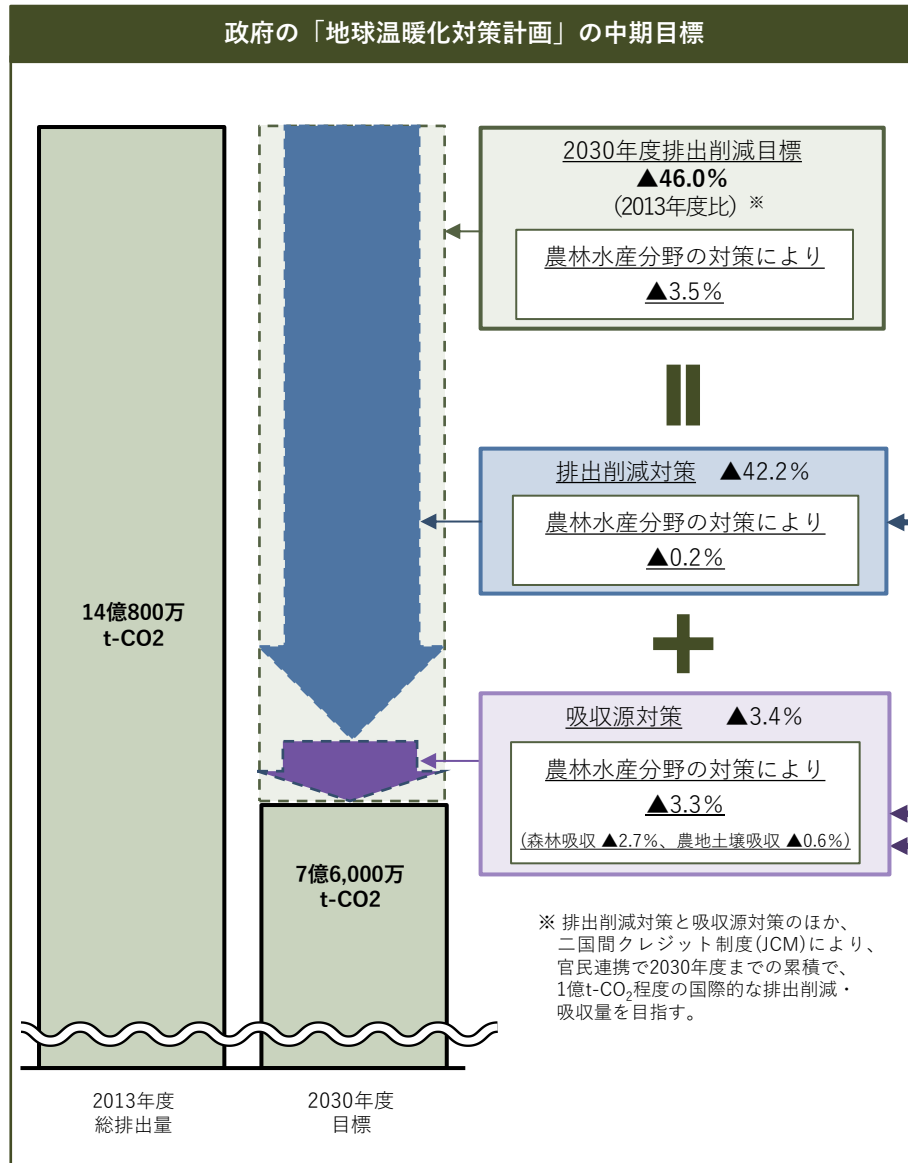


農林水産分野における地球温暖化対策と みどり戦略の方向性

令和 8 年 6 月
農林水産省

政府の「地球温暖化対策計画」の目標及び「農林水産省地球温暖化対策計画」について



資料:「地球温暖化対策計画」を基に農林水産省作成。



2024年度の農林水産分野の地球温暖化対策・施策の点検結果（総括表）

対策・施策		進捗状況 (排出削減・ 吸収量)	進捗状況に関する評価	2030年度 排出削減・ 吸収目標	2024年度	
					見込み値	実績値
省エネ機器等の導入促進	施設園芸	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(省エネ機器・設備の導入)の実績値は計画の見込みと同程度で推移してきていることから、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、設備導入や技術確立の支援、省エネ型の生産管理の普及啓発を推進する。 	155万 t-CO ₂	107万 t-CO ₂	112万 t-CO ₂
	農業機械	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(省エネ農機の普及台数)の2024年度実績値は目標水準と同程度。導入台数は着実に増加しており、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、省エネに資する効率的な機械利用やエネルギーの電化・非化石転換に資する電動農機の普及を推進する。 	0.79万 t-CO ₂	0.24万 t-CO ₂	0.27万 t-CO ₂
	漁業	D: 2030年度に目標水準を下回ると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(省エネ漁船への転換)は見込みどおり進んでいる一方、近年の物価上昇の影響で、省エネ量と排出削減量の大きい大型漁船で漁船転換が進まなかったことにより、省エネ量と排出削減量が横ばいとなったことから、2030年度に目標水準を下回ると考えられる。 引き続き、省エネ漁船への転換を的確に推進するとともに、省エネや排出量削減につながる漁船の電化・水素化技術の開発・実証等を進めていく。 	19.4万 t-CO ₂	11.9万 t-CO ₂	10.1万 t-CO ₂
農地土壌排出削減	水田メタン	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(中干し期間の延長の普及率)は、2023年度に中干し延長をJ-クレジット制度の対象とし、取組が拡大したことにより対前年比で増加した。今後も取組の拡大が期待されることから、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 排出削減量は、J-クレジット制度の活用による中干し延長の取組の拡大等により、対前年比で増加した。今後も取組の拡大が期待されることから、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、J-クレジット制度等の施策を活用し、中干し延長の取組を推進する。 	117万 t-CO ₂	(中間目標 設定なし)	74万 t-CO ₂
	一酸化二窒素	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(化学肥料需要量)の2024年度実績は低減見込みを上回っていることから、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 局所施肥技術やセンシングデータを活用した施肥低減技術の導入・実践、土壌診断に基づく適正施肥等の取組を推進することで、化学肥料の使用量の一層の低減を図る。 	24万 t-CO ₂	16.4万 t-CO ₂	19万 t-CO ₂
吸収源対策	森林	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(森林施業面積)は目標を下回っている。 改正森林経営管理法による権利設定・移転や境界明確化へのリモートセンシング技術活用等による森林の経営管理の集積・集約化の加速化、森林環境譲与税の有効活用、林業DXの実現、スマート林業技術の開発・実装、間伐や再造林に必要な予算の確保、造林の省力化・低コスト化の推進等により森林整備を着実に施し、対策評価指標の目標水準達成に努める。 さらに、国産材利用を推進し、伐採木材製品(HWP)による炭素貯蔵量の拡大を図る。 	3,800万 t-CO ₂	(中間目標 設定なし)	4,368万 t-CO ₂
	農地土壌	C: 2030年度に目標水準と同等程度になると考えられる	<ul style="list-style-type: none"> 対策評価指標(土壌炭素貯留量(鉱質土壌))は、気温の変動等の外部要因等による増減がみられるものの、畑等の堆肥投入量が増加傾向にあることから、長期的に概ね増加傾向で推移しており、2030年度において目標水準と同等程度になると考えられる。 引き続き、堆肥や緑肥等の有機物やJ-クレジット制度等の施策を活用したバイオ炭の施用を推進する。 	850万 t-CO ₂	(中間目標 設定なし)	702万 t-CO ₂



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法 (R6改正)
食料・農業・農村基本計画 (R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法 (R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕
 - ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕
- ※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



消費

持続可能な消費の拡大や食育の推進

みどりの食料システム戦略では
2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロスの最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020 2030 2040 2050

など計14のKPIを設定

生産

高い生産性と両立する持続可能な生産体制の構築



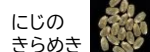
加工・流通

持続可能な加工・流通システムの確立

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等



にじのきらめき

J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用等



環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ
(通称: MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

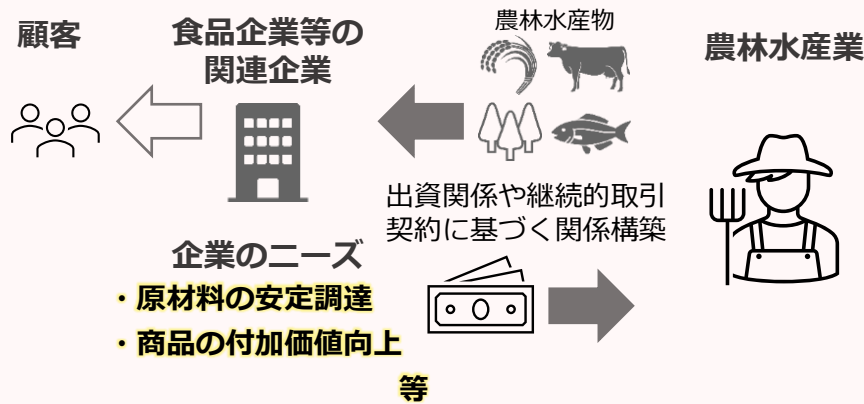
▶ 国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮

将来にわたる
持続可能な食料システムの確立

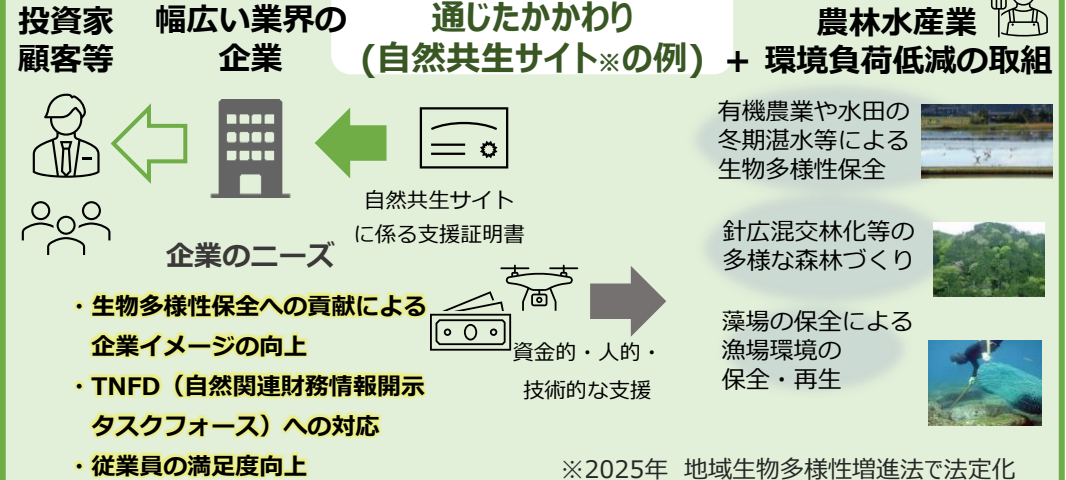
環境負荷低減を通じた農林水産業と企業の新たなかかわり

- 法律に基づく温室効果ガス排出量の報告義務や、TNFDといった財務情報開示の広がり等により、多くの企業がCSR（企業の社会的責任）ではなくCSV（共通価値の創造）として環境負荷低減に向けた対応を求められるようになってきている。
- 農林水産業と企業の持続的かつ安定的なかかわりが広がることで、食料の安定供給にもつながることが期待される。

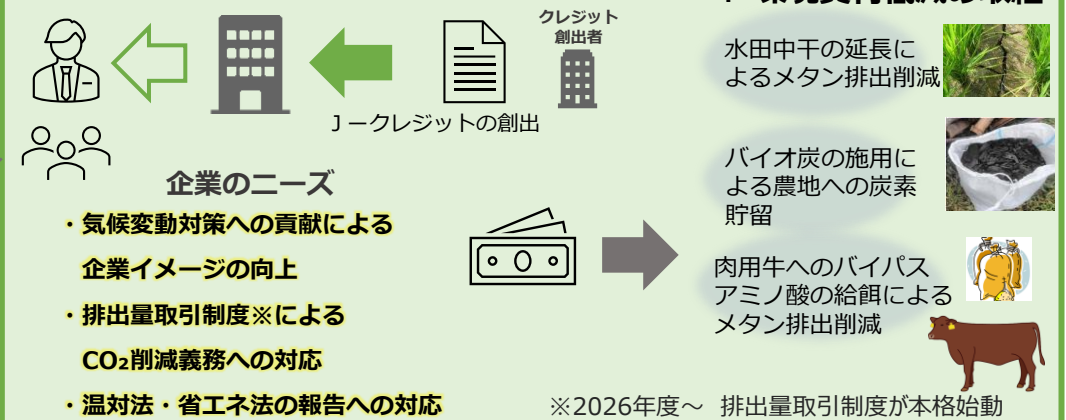
① 従来のかかわり



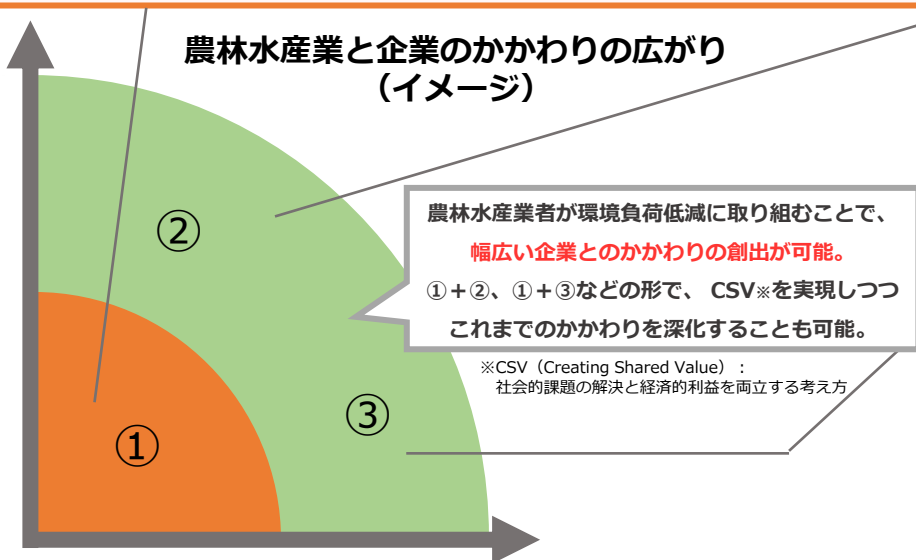
② 生物多様性保全を通じたかかわり (自然共生サイト※の例)



③ 気候変動対策を通じたかかわり (J-クレジットの例)



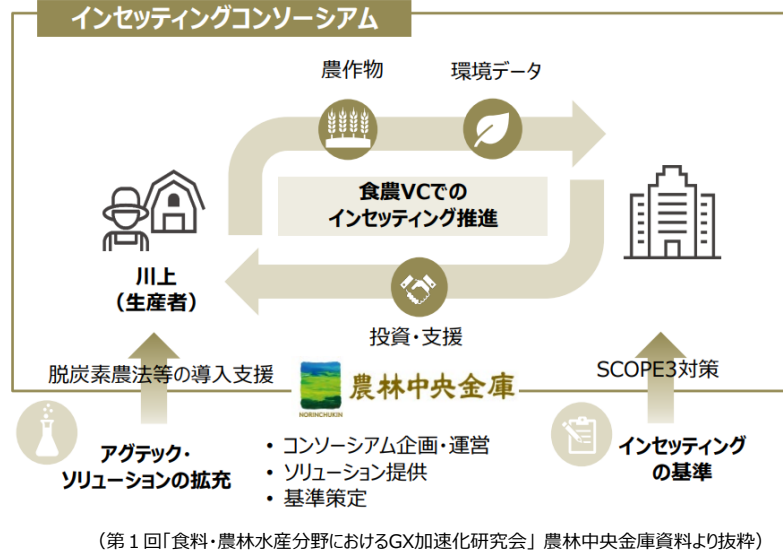
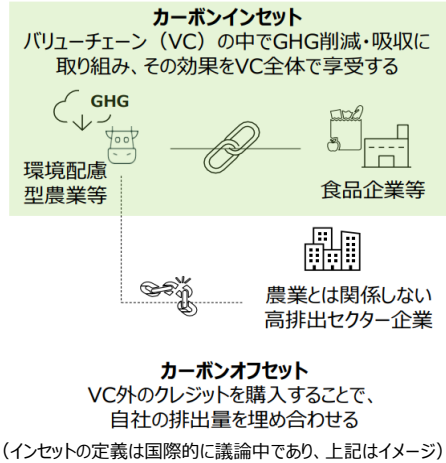
農林水産業と企業のかかわりの広がり (イメージ)



農林水産分野における環境負荷低減の取組に対する企業の関心の高まり

- 近年、気候変動対策や生物多様性保全の取組に対する民間企業の関心が高まっており、サプライチェーン全体の環境負荷低減に向け、食品企業や金融機関等を中心とした自発的な取組が拡大。

インセッティングコンソーシアム



参加企業：23社（すかいらーくホールディングス、ニチレイフーズ、TOWING、農林中央金庫等）

※2025年10月現在

活動趣旨：食農バリューチェーンの連携ハブとして、川上（生産者）と川中・川下（食品関連企業）をつなぎ、生産者所得の向上、バリューチェーン全体のカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブへの移行（トランジション）を目指す。

具体的な活動：インセッティングの国内における普及を進めるため、国内版ガイドラインの策定等を進め、**企業の原材料調達による間接的なGHG排出（Scope3）の削減を推進。**

JAFAS Japan Food and Agriculture Society



参加企業：16社（明治ホールディングス、味の素、サントリーホールディングス、住友商事等）

活動趣旨：食・農に関わる幅広いステークホルダーを巻き込み、日本からアジア・世界に向けて、**持続可能な食と農に関する知見を提供。2025年度は再生農業と食のアップサイクリングをテーマとし、メンバー企業が要件定義や実証等に取り組む。**

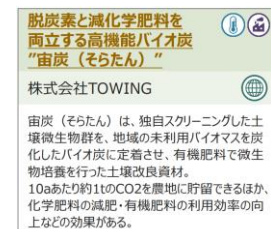
（公式サイト：https://jafas.jp/）



FANPS Finance Alliance for Nature Positive Solutions

参加企業：4社（MS&ADホールディングス、農林中央金庫、日本政策投資銀行、三井住友フィナンシャルグループ）

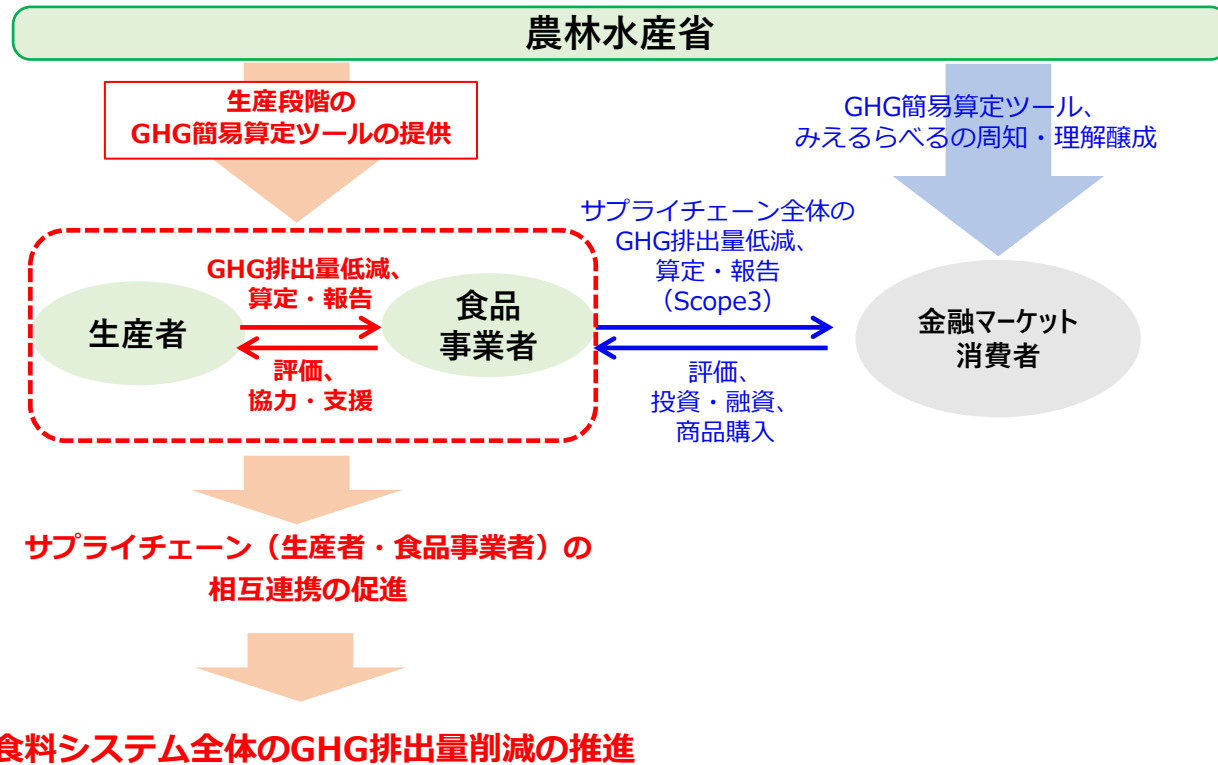
活動趣旨：**企業のネイチャーポジティブに向けた取組支援と国内の機運醸成のため、ネイチャーポジティブに資する技術を調査し取りまとめたソリューションカタログの製作・公表や、シンポジウム開催等の情報発信、業界団体との対話・支援を実施。**



食品事業者・生産者による「GHG簡易算定ツール」のScope3算定への活用推進

- 農林水産省の環境負荷低減の取組の「見える化」に用いるGHG簡易算定ツールは、「みえるらべる」の表示のほか、算定した生産段階の温室効果ガス排出量（1次データ）を、食品関連事業者のScope3カテゴリ1（原料農畜産物）のデータに活用できる可能性。
- 特に、食肉加工業界や乳製品業界では、サプライチェーン全体の連携を想定した食品関連事業者のScope3算定・報告の仕組みに、農林水産省の簡易算定ツールの活用を検討する動きがある。
- 農林水産省としては、生産段階のGHG簡易算定ツールの食品業界における活用を促すことで、サプライチェーン（生産者・食品事業者）の連携を促進し、食料システム全体のGHG排出量の削減の取組を推進していく。

【農林水産省のGHG簡易算定ツール活用の目指す姿】



【サプライチェーンで連携した取組の検討例】

Scope3算定・削減に向けた業界共通ルールの整備や、農林水産省の簡易算定シート活用を想定した連携について検討を開始

畜産ラウンドテーブル（食肉加工業界）



参加企業：
日本ハム株式会社、プリマム株式会社
スターゼン株式会社、伊藤ハム米久ホールディングス など

インセッティングコンソーシアム（乳製品業界）

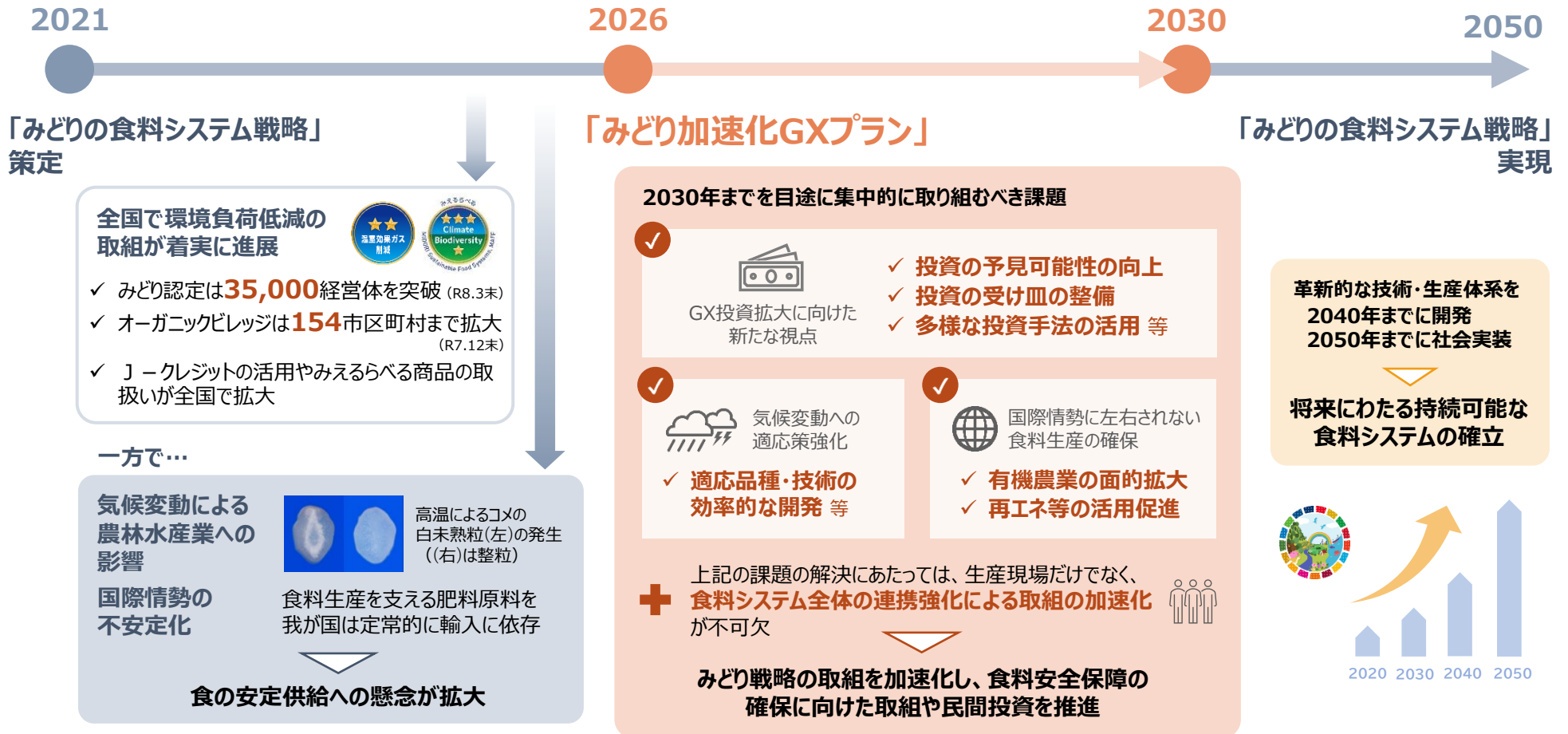


農林中央金庫

参加企業：
サントリーホールディングス株式会社、株式会社ファミリーマート
明治ホールディングス株式会社、森永乳業株式会社、
雪印メグミルク株式会社 など

「みどり加速化GXプラン」について

- みどりの食料システム戦略の策定から5年が経過し、全国で食料システム全体での環境負荷低減の取組が着実に進展。
- 一方で、気候変動の進行による影響の深刻化や、国際情勢の不安定化が進み、食の安定供給への懸念が拡大。また、社会全体でのGX推進等を受け、食・農分野の環境負荷低減に対する企業等からの関心が増加。
- こうした状況の下、みどりの食料システム戦略の取組を加速化し、食料安全保障の確保に向けた取組や民間投資を推進するため、食料・農業・農村基本計画に基づき2030年までを目途に集中的に取り組むべき施策を「みどり加速化GXプラン」として取りまとめる。



(参考資料) 望ましい営農型太陽光発電の考え方

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方 (案)

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれがなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

① 営農に関すること

- ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
- ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
- ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
- ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等

② 発電設備に関すること

- ・遮光率が30%未満であること
- ・機械作業に支障がないものであること (最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上) 等

③ 地域との共生に関すること

- ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
- ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
- ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
- ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向 (案)

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化

- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるように関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化